

公益財団法人愛知県スポーツ協会地域スポーツ推進委員会規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第41条の規定に基づき、地域スポーツ推進委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 目的及び事業

第2条 委員会は、地域スポーツの振興と発展を総合的に推進することを目的とし、地域の様々なスポーツ団体等における地域スポーツ活動の活性化を支援するとともに、スポーツの持つ価値を活かし、関係機関・団体と連携しながら、スポーツを通じた健康づくりや地域コミュニティの形成を促進し、持続可能な地域スポーツ環境の構築を目指す。

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域スポーツの振興に関すること
- (2) スポーツ指導者の養成に関すること
- (3) 地域スポーツ活動の活性化に関すること
- (4) 公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会に係る登録及び認証に関すること
- (5) 広報の企画に関すること
- (6) その他、委員会の目的を達成するために必要な事業

第3章 組 織

第4条 委員会は、理事長が指名する次の者をもって構成する。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 協会理事 | 若干名 |
| (2) 加盟団体関係者 | 若干名 |
| (3) 行政関係者 | 若干名 |
| (4) 学識経験者 | 若干名 |
| (5) 愛知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会関係者 | 若干名 |
| (6) 愛知県スポーツ少年団関係者 | 若干名 |

第4章 役 員

第5条 委員会に次の役員を置く。

- | | |
|------|----|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 1名 |

第6条 委員長は、協会理事委員の中から理事長が指名する。

- 2 副委員長は、委員の互選により決める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職

務を代行する。

第7条 委員及び役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員及び役員に欠員を生じたときは、補充することができる。補充された委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員及び役員は、任期満了後といえども後任者が就任するまではその職務を行う。

第5章 委員会

第8条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

第9条 委員会の議事は、委員総数の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決める。

2 委員会の議事について、議決に加わることのできる委員の3分の2以上が書面または電磁的記録による同意の意思表示をしたときは、その議事の議決があったものとみなすものとする。

第10条 委員長は、議題に関する有識者、関係者をオブザーバーとして委員会に出席させることができる。

2 オブザーバーは、委員長及び委員の求めに応じて、意見を述べることができる。

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和7年3月25日から施行する。

公益財団法人愛知県スポーツ協会普及・広報委員会規程（令和6年2月15日施行）及び公益財団法人愛知県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会規程（令和6年2月15日施行）は、令和7年度定時評議員会（令和7年6月20日）の日をもって廃止する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。